

次世代育成支援対策推進法

第 2 期 一般事業主行動計画の実施結果

【計画期間】平成 2 5 年 4 月 1 日～平成 2 7 年 3 月 3 1 日

目標 1 仕事と生活の両立を推進するための休暇・休業制度の充実



《実施結果》

- 結婚休暇の給与支給率を 5 0 %⇒1 0 0 %に改正（平成 2 5 年 1 0 月 1 日）
- 配偶者出産休暇の給与支給率を 5 0 %⇒1 0 0 %に改正（平成 2 5 年 1 0 月 1 日）
- 子（小学校就学前）の看護休暇の給与支給率を 5 0 %⇒1 0 0 %に改正（平成 2 6 年 4 月 1 日）
- 介護休業の取得可能日数を最大 9 3 日から最大 1 8 0 日に改正（平成 2 5 年 1 0 月 1 日）
- ライフサポート休暇の導入
ワークライフバランスに配慮した連続休暇制度（連続 3 日（有給））（平成 2 6 年 4 月 1 日）

目標 2 職員のワークライフバランス意識の醸成



《実施結果》

- 職員のワークライフバランスに関する意識調査の実施（平成 2 6 年 1 月）
- 「時間外勤務縮減の取組の基本的な考え方及び縮減目標」の周知
（平成 2 6 年 1 1 月）

目標 3 仕事と育児・介護の両立を推進するための環境の整備



《実施結果》

- 「出産・育児・介護のための事務手続きハンドブック」の作成（平成 2 7 年 3 月）